

## 6次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱

農林水産事務次官依命通知

制定	平成25年5月16日	25食産第601号
一部改正	平成26年3月24日	25食産第4774号
一部改正	平成27年2月3日	26食産第3839号
一部改正	平成27年4月9日	26食産第4672号
一部改正	平成28年4月1日	27食産第5892号
一部改正	平成29年3月31日	28食産第6075号

第1 農林水産大臣は、6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25食産第599号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、都道府県及び戦略策定市区町村（実施要綱第5の3に定める戦略策定市区町村をいう。以下同じ。）に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 第1に規定する経費及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによるものとする。

第3 別表の区分欄に掲げる1及び2の経費の相互間における流用をしてはならない。

第4 法第5条、令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は別記様式第1号のとおりとし、都道府県知事等（実施要綱第5の4に定める都道府県知事等をいう。以下同じ。）は、正副2部を地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

2 都道府県知事等は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

第5 規則第2条の規定による申請書の提出は、地方農政局長等が別に定める日までに行うものとする。

第6 地方農政局長等は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事等に対しその旨を通知するものとする。

第7 都道府県知事等は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

第8 都道府県知事等は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長等の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号により交付金変更承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

第9 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第10 都道府県知事等は、交付金事業（本交付金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、規則第3条第2号の規定に基づき、速やかに予定の期間内に完了しない理由又は交付金事業の遂行が困難となった理由及び交付金事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

第11 法第12条の規定に基づく報告は、交付金の交付の決定があった年度の12月31日現在

において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長等に提出して行わなければならない。

ただし、地方農政局長等が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

- 2 地方農政局長等は、前項に定める時期のほか、交付金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対して当該交付金の遂行状況報告を求めることができる。

第12 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、都道府県知事等は、交付金事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、地方農政局長等へ実績報告書正副2部を提出しなければならない。

- 2 第4第2項のただし書により交付の申請をした都道府県知事等は、前項の実績報告書を提出するに当たって第4第2項のただし書に該当した各事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第4第2項のただし書により交付の申請をした都道府県知事等は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は当該消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定の日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

第13 地方農政局長等は、第12第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事等に通知するものとする。

- 2 地方農政局長等は、都道府県知事等に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体におい

て当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第14 地方農政局長等は、規則第3条第1号ハの規定による交付金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 都道府県知事等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 都道府県知事等が、交付金を本交付金事業以外の用途に使用した場合
- (3) 都道府県知事等が、交付金事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第13第3項の規定を準用する。

第15 令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

第16 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、交付金事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

ただし、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第17 都道府県知事等は、当該交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第7号による交付金調書を作成しておかなければならない。

第18 都道府県知事等は、事業実施主体に交付金を交付するときは、本要綱の規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、都道府県知事等は、地方公共団体以外の事業実施主体に交付金を交付するときは、各事業実施主体に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 事業実施主体は、交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。

ただし、交付金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(2) 事業実施主体は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加する者に対し、実施要綱別紙様式第14号により指名停止等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

#### 附 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表(第2、第3、第9関係)

区分	経費	交付率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 6次産業化ネットワーク活動推進交付金	<p>1 支援体制整備事業 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費 (1) 6次産業化等に関する戦略の策定 (2) 人材育成研修会の開催 (3) 農林漁業者等へのサポート活動</p> <p>2 推進事業のうち事業者タイプ 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費 (1) 加工適性のある作物導入 (2) 新商品開発・販路開拓の実施</p> <p>3 推進事業のうち地域タイプ 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費 (1) 加工適性のある作物導入 (2) 新商品開発・販路開拓の実施 (3) 施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大 (4) 直売所の売上げ向上に向けた多様な取組 (5) 地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発</p>	<p>定額</p> <p>定額(事業費の1/3以内(ただし、市区町村が定める当該市区町村の区域における6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組として当該市区町村が認めるものにあつては、事業費の1/2以内))</p> <p>定額(事業費の1/2以内(ただし、実施要綱別記2-2の第1の3の(4)に掲げる取組にあつては、1食当たり40円を事業費の上限とする。))</p>	<p>経費の欄に掲げる1から3までの項目の相互間における流用(1から3までのそれぞれの項目内における各項目間における流用を除く。)</p>	<p>1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更</p>
2 6次産業化ネットワーク活動整備交付金	<p>1 整備事業のうち事業者タイプ 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費 (1) 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設 ア 農林水産物等集出荷のために必要な施設 イ 農林水産物等処理加工のために必要な施設</p>	<p>定額(事業費の3/10以内(実施要綱別記3-1第3の3の(1)ただし書きに掲げる取組にあつては、事業費の1/2以内)。ただし、事業実</p>	<p>経費の欄に掲げる1から3までの項目の相互間における流用</p>	<p>1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更</p>

	<p>ウ 農林水産物の高付加価値化及び地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の総合的な販売施設・地域食材提供施設</p> <p>エ 捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設</p> <p>オ 収穫後用病害虫防除のために必要な施設</p> <p>カ 未利用資源をエネルギー化し農林水産物等の加工・流通・販売等施設へ供給するために必要な施設（売電を目的とする取組を除く。）</p> <p>キ ア～カの附帯施設</p> <p>(2) 6次産業化等の取組に必要な、自らが行う農林水産物等の生産のために必要な施設等</p> <p>ア 簡易土地基盤整備</p> <p>イ 農業用水のために必要な施設</p> <p>ウ 営農飲雑用水のために必要な施設</p> <p>エ 農産物生産に必要な施設</p> <p>オ 乾燥調製貯蔵のために必要な施設</p> <p>カ 育苗のために必要な施設</p> <p>キ 水産用種苗生産・蓄養殖のために必要な施設</p> <p>ク 堆肥製造のために必要な施設</p> <p>ケ 新技術活用種苗等供給のために必要な施設</p> <p>コ 特用林産物生産のために必要な施設</p> <p>サ 農林水産物運搬のために必要な施設</p> <p>シ 未利用資源をエネルギー化し農林水産物等の生産施設へ供給するために必要な施設（売電を目的とする取組を除く。）</p> <p>ス ア～シの附帯施設</p> <p>(3) 食品等の加工・販売のために必要な施設</p> <p>ア 農林漁業者等と連携する中小企業者が行う食品等の加工・販売のために整備する施設</p> <p>イ アの附帯施設</p> <p>2 整備事業のうち地域タイプ 実施要綱に基づいて行う加工機械等の導入に要する経費</p> <p>3 附帯事務費 都道府県及び戦略策定市区町村が1及び2の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認又は事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討の実施に要する経費</p>	<p>施主体に交付する交付金の額は実施要綱別記3-1の第3の3に定める方法により算定された額)</p> <p>定額（事業費の1/2以内（ただし、3,000万円を上限とする。))</p> <p>定額（1及び2の総事業費の額に0.01を乗じて得た額の1/2以内)</p>		
--	---	---	--	--

(注) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

別記様式第1号（第4関係）

平成〇〇年度6次産業化ネットワーク活動交付金交付申請書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道及び北海道の市町村にあつては北海道農政事務局長  
沖縄県及び沖縄県の市町村にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印  
（市区町村長 氏 名 印）

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、6次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱第4の規定により、6次産業化ネットワーク活動推進交付金〇〇〇円、6次産業化ネットワーク活動整備交付金〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

注）様式は別添のとおりとする。

1 支援体制整備事業及び推進事業

6次産業化ネットワーク活動推進交付金 ----- 様式A及び様式C

2 整備事業

6次産業化ネットワーク活動整備交付金 ----- 様式B及び様式C



様式A

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

1 6次産業化ネットワーク活動推進交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

政策目的	事業概要	事業費	負担区分				備考
			交付金	都道府県費	市町村費	その他	
農林漁業の成長産業化		円	円	円	円	円	
合計							

- (注) 1 「事業概要」「事業費」「負担区分」の欄は、都道府県又は市区町村全体で概略を記入すること。交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。  
 2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。  
 3 備考欄には、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。  
 4 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

様式B

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

- 1 6次産業化ネットワーク活動整備交付金の対象となる事業の内容及び計画  
 (1) 事業費

政策目的	事業概要	事業費 (A)=(B)+(C)+(D)+ (E)+(F)	負担区分					備考	
			自己資金		地方公共団体等による助成金				
			(B)	うち貸付金	都道府県 (C)	市町村 (D)	その他 (E)		交付金 (F)
農林漁業の成長産業化				円	円	円	円	円	
合計	事業費								
	附帯事務費								
	計								

- (注) 1 「事業概要」「事業費」「負担区分」の欄は、事業者タイプと地域タイプに区分して都道府県又は市区町村全体で概略を記入するとともに、備考の欄に事業者タイプと地域タイプの種別を記入すること。  
 2 備考欄には、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。  
 また、事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について制度資金による融資を受ける場合において、交付申請と併せて当該担保に供することを地方農政局長等に承認申請する場合は、「融資該当」と記入の上、下表を作成し、添付すること。  
 3 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

(表)

事業概要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度資金に限る)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
	○金融公庫	○○資金	○○○○円	○年	
	○農協	○○資金	○○○○円	○年	

(2) 附帯事務費

事業内容	事業費	負担区分				備考
		交付金	都道府県費	市町村費	その他	
	円	円	円	円	円	
合計						

(注) 1 事業内容欄は、実施要綱別記3-3の別表2に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。  
 2 事業費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

様式C

III 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)=(C)+(D) +(E)+(F)+ (G)	事業に要する経費(又は要した経費) (B)=(D)+(G) 又は (E)+(G)	負 担 区 分				備 考	
			自己資金 うち貸付金 (C)	地方公共団体等による助成金				交付金 (G)
				都道府県 (D)	市区町村 (E)	その他 (F)		
1 6次産業化ネットワーク活動推進交付金 2 6次産業化ネットワーク活動整備交付金 ア 事業費 イ 附帯事務費	円	円		円	円	円		
合 計								

IV 事業完了予定(又は完了) 年 月 日

V 収支予算(又は精算)

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 交 付 金 2 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 6次産業化ネットワーク活動推進交付金 2 6次産業化ネットワーク活動整備交付金	円	円	円	円	注) 年 月 日
合 計					

注) 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合は、実績報告の際に備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

VI 添付書類

都道府県又は市区町村の本交付金の交付に関する規程又は要綱

実績報告の際は以下の資料を添付すること。ただし、1の添付を原則とし、2については、1との併用を可能とする。

なお、これらにより難しい場合には、2のみの添付も可能とする。

1 整備事業にあつては、財産管理台帳の写し

2 事業実績内訳明細書(様式別紙)

(別紙)

事業実績内訳明細書

事業種類 (6次産業化ネットワーク活動推進交付金)

交付先名	交付率	事業費	負担区分				備考
			交付金	都道府県費	市区町村費	その他	
		円	円	円	円	円	
合計							

- (注) 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入すること。  
2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。  
3 備考の欄は、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。  
4 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

(別紙)  
 事業実績内訳明細書  
 事業種類 (6次産業化ネットワーク活動整備交付金)

交付先	施設等区分	事業費 (A)=(B)+(C)+(D) +(E)+(F)	負担区分					備考
			自己資金		地方公共団体等による助成金			
			(B)	うち貸付金	都道府県 (C)	市区町村 (D)	その他 (E)	
		円		円	円	円	円	
合計								

- (注) 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入するとともに、備考の欄に事業者タイプと地域タイプの種別を記入すること。  
 2 施設等区分の欄は、整備事業は実施要綱別記3-1又は別記3-2の第2に定める交付対象施設名を記入すること。  
 3 備考の欄は、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。  
 4 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

別記様式第2号（第8関係）

平成〇〇年度6次産業化ネットワーク活動交付金変更承認申請書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道及び北海道の市町村にあつては北海道農政事務局長  
沖縄県及び沖縄県の市町村にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印  
（市区町村長 氏 名 印）

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり変更したいので、6次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱第8の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。  
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。  
また、添付書類については、交付金交付申請書に添付したものから変更があつたものに限り添付すること。
- 2 交付金の額が増額する場合は、件名の「6次産業化ネットワーク活動交付金変更承認申請書」を「6次産業化ネットワーク活動交付金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、6次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱第8の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、6次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。
- 3 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあつては、「変更承認申請書」を「中止（廃止）申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

別記様式第3号（第11関係）

平成〇〇年度6次産業化ネットワーク活動交付金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道及び北海道の市町村にあつては北海道農政事務局長  
沖縄県及び沖縄県の市町村にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印  
(市区町村長 氏 名 印)

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあつた事業について、6次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱第11の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		平成〇年〇月〇日まで に完了したもの		平成〇年〇月〇日以降 に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 「区分」の欄には、別記様式第1号の別添様式CのⅢの表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。



別記様式第4号（第12第1項関係）

平成〇〇年度6次産業化ネットワーク活動交付金実績報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道及び北海道の市町村にあつては北海道農政事務所長  
沖縄県及び沖縄県の市町村にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印  
(市区町村長 氏 名 印)

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり実施したので、6次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱第12第1項の規定により、その実績を報告する。

なお、併せて精算額として6次産業化ネットワーク活動推進交付金〇〇〇円、6次産業化ネットワーク活動整備交付金〇〇〇円の交付を請求する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
- (1) 軽微な変更があつた場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
  - (2) 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、別記様式第1号の記のV-2の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 2 添付書類については、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があつたものに限り添付すること。
- また、以下の資料を添付すること。
- (1) 整備事業にあつては、財産管理台帳の写し
  - (2) 整備事業（事業者タイプ）にあつては、食料産業局長が別に定める貸付機関が発行する融資証明書、その他の融資が確実に行われていることを証明する書類
  - (3) 事業実績内訳明細書
- 3 事業実施主体への交付を完了した年月日を、本様式に加筆すること。なお、複数の事業実施主体へ交付を行った場合には、最終の交付年月日を加筆すること。

別記様式第5号（第12第3項関係）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道及び北海道の市町村にあつては北海道農政事務局長  
（沖縄県及び沖縄県の市町村にあつては内閣府沖縄総合事務局長）〕

都道府県知事 氏 名 印  
（市区町村長 氏 名 印）

平成〇〇年度6次産業化ネットワーク活動交付金の消費税仕入控除税額報告書

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定通知のあつた6次産業化ネットワーク活動交付金について、6次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱第12第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の交付金の額の確定額<br>（平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額   | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額   | 金 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額（3－2）   | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、市区町村別、事業実施主体別の内訳資料及び以下の資料を添付すること。なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・消費税確定申告書付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法（昭和63年法律第108号）第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を事業実施主体ごとに記載

〔 〕  
（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

〔 〕  
（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。  
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、交付金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第6号（第16関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名 地区		事業実施年度		平成	年度	農林水産省所管交付金名									
事業の内容				工 期		経 費 の 配 分				処分制限期間		処分の状況		摘 要	
事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負 担 区 分				耐用 年数	処分制 限年月 日	承 認 年月日		処分の 内 容
							交付金	都 道 府県費	市区町 村 費	その他					
計															
合計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第7号（第17関係）

平成〇〇年度  
農林水産省所管

平成〇〇年度6次産業化ネットワーク活動交付金調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
交付金 事業名	交付決 定の額	交付率	歳 入			歳 出							
			科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫補 助金相当額	支出 済額	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫補 助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 1 交付金事業名欄には、交付金事業の名称のほか、当該交付金事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、交付金事業名欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 交付金事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。  
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。